

Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



302.38  
M494 2

分農露國調査資料第十一編



# 露國の統治組織及機關 第五卷

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調査課



幣原平和文庫



幣原平和財團寄贈

國立國會圖書館

例言

一、露國の統治組織及機關は全九卷を以て完結の豫定である。其の内第一卷より第六卷に至る六編は同時に印刷に附し第七卷以下は目下翻譯中である。

二、各卷の内容は次の如し。

第一卷 ソウェート共和國聯盟の統治組織及露西亞共和國の國家組織大綱  
自第二卷 至第六卷 露西亞共和國の中央統治機關  
第七卷 露西亞共和國の地方統治組織

第八卷 聯盟各共和國の統治組織及機關  
第九卷 自治共和國、自治州の統治組織及機關

三、以上の内第二、三、四、五、六、八、九卷の七編は露都エコーノミーチエスカヤ・ジーズニ社  
一九二三年出版 *Вся Россия* 所載記事を、第一卷第一篇は莫斯科政府出版局一九二  
四年出版 *Всеобщий Настольный Календарь* 所載記事を、第七卷は莫斯科クラスナーヤ、  
一九二三年出版 *Каган-Китч* 著 *Местное Советское Самоуправление* の第三  
章 *Организация Власти на Местях* を夫々譯出したものである。



四、各巻を通じての總目次は讀者の便宜の爲め各巻に之を載せる事にした。

五、本書は最新の資料(一九二三年乃至二四年版)に基いたとは言へ、聯盟の統治組織が一九二三年七月に漸く決定せられ本書の採用せる資料中其前に屬するものと後に屬するものとあり、従つて一部現狀に符合せざるものある事は豫め讀者に告げて置かねばならぬ。近く正確なる資料に基き訂正を行ふ豫定である。

六、本書の譯者は次の如くである。

第二卷、第三卷の全部、第一卷第一篇第一章及第二篇、第四卷の第六、七、八節、

高橋克己氏

第五卷、第六卷の全部、第一卷第一篇第二章、第四卷の第九、十、十一節

内山彼得氏

第七卷

鈴木尙三、佐藤有二兩氏

大正十三年六月

調査課 露西亞係

802.38  
M4942

# 露國の統治組織及機關

## 目次

### 第一卷

#### 第一篇

ソウエート社會主義共和國聯盟

#### 第一章 聯盟の統治組織

第一節 宣言

第二節 聯盟の組成

第三節 聯盟の管掌事項

第四節 聯盟共和國の權利

第五節 聯盟の中央機關



501043



第一章 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國

第一款 聯盟ソウエート大會……………五

第二款 聯盟中央執行委員會……………六

第三款 聯盟中央執行委員會幹部會……………七

第四款 聯盟人民委員會……………七

第五款 聯盟人民委員部……………九

第六款 聯盟政府附屬の聯盟共通機關……………一〇

一、最高法院……………一

二、聯盟政治局(國家保安部)……………一

第六節 聯盟共和國の組織……………二

第七節 聯盟の國章、國旗及首都……………二

第二章 聯盟各共和國の國家組織大要……………三

第一節 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國……………三

第一款 國家の組織……………三

第二款 露西亞社會主義聯邦ソウエート自治共和國……………三

第三款 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國自治州……………三

第二節 高架索社會主義聯邦ソウエート共和國……………三

第一款 ダルジャ社會主義ソウエート共和國……………三

第二款 アルメニヤ社會主義ソウエート共和國……………三

第三款 アゼルベイジャン社會主義ソウエート共和國……………三

第三節 ウクライナ社會主義ソウエート共和國……………三

第四節 白露社會主義ソウエート共和國……………三

第二篇 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國……………三



(各聯盟共和國 其の一)

第一章 國家組織大綱

第一節 ソウエート主權の中央機關 ..... 二一

第一款 概説 ..... 二一

第二款 全露ソウエート大會 ..... 二六

第三款 全露中央執行委員會 ..... 二九

第四款 全露中央執行委員會幹部會 ..... 三二

第五款 人民委員會 ..... 三四

第六款 人民委員會小會議 ..... 三八

第七款 勞働國防院 ..... 三九

第八款 各人民委員部 ..... 四一

第二卷

第二章 中央統治諸機關(一)

第一節 全露ソウエート大會 ..... 一

第二節 全露中央執行委員會及附屬諸機關 ..... 三



第一款 全露中央執行委員會

第一項 概説

第二項 全露中央執行委員會幹部會

第三項 全露中央執行委員會委員の權利及義務

第四項 全露中央執行委員會事務廳

第二款 附屬諸機關

第一項 饑饉救濟中央委員會

第二項 露國救濟外國諸機關附露西亞社會主義聯邦ソウエト共和国全權代表部

第三項 露國救濟萬國勞働者委員會(饑饉救濟萬國勞働者委員會)

第四項 露西亞救濟國際諸機關

第五項 兒童生活改善委員會

第六項	農村經濟及農村產業援助委員會	一三
第七項	全露病傷赤兵及廢兵救濟委員會	一四
第八項	露西亞社會主義聯邦ソウエト共和国中央記録保存所	一四
第九項	カール・マルクス及フリドリッヒ・エンゲルス學院	一七
第十項	社會主義學士院	一七

第三節 人民委員會及其附屬諸機關

第一款 人民委員會(共和國內閣)

第一項 概説

第二項 人民委員會大會議

第三項 人民委員會小會議

第二款 附屬諸機關

第一項 學者生活改善中央委員會

第二項 學者生活改善地方委員會



第三項 臨時特別學術委員會……………二八

第四項 利權委員會本部……………二八

第四節 勞働國防院及其管轄諸機關……………二九

第一款 勞働國防院……………二九

第二款 管轄諸機關……………三二

第一項 國家計畫委員會……………三三

第二項 省計畫委員會……………三六

第三項 州計畫委員會……………三八

第四項 經濟委員會……………三九

第五項 經濟會議……………三九

第六項 國有財產調查資金化委員會……………四一

第七項 最高仲裁委員會……………四二

第八項 內國商業委員會……………四八

501043

第九項 內國商業委員會附屬機關……………四九

第一項 物價調查委員會……………五〇

第二項 露西亞共和國產業經濟(商業)教育助成委員會……………六一

第三項 原料委員會……………六二

第四項 亞麻委員會……………六三

第五項 消費組合商業會議……………六四

第六項 個人商業會議……………六五

第十項 內國商業委員會管轄機關……………五三

一、露西亞東方貿易局(在莫斯科)……………五三

二、北西地方貿易局(在彼得具羅士)……………五三

三、北西地方貿易局附屬機關……………五三

四、商品取引所……………五三

五、莫斯科商品取引所……………五三

六、州、縣及郡商品取引所……………五三

七、自治共和國及自治州商品取引所……………五三



第十一項 農村經濟及產業從事移民調節常置委員會……………六九

第三卷

第三章 中央統治諸機關(二)

第五節 最高國民經濟院……………一

第一款 最高國民經濟院事務局……………二

第二款 最高國民經濟院主要部局……………三

第一項 中央產業經濟局……………三

第二項 中央計算統計局……………五

第三項 中央財政商務局……………六

第四項 外國貿易部……………八

第五項 中央商業部……………九

第六項 中央商業部附屬國營委託販賣事務所……………九

第七項 國營商品倉庫……………一〇

第八項 編輯出版部……………一一

第三款 最高國民經濟院地方機關……………一一

第一項 州機關(工業局)……………一二

第二項 縣國民經濟部……………一二

第四款 最高國民經濟院生產諸局……………一三

第一項 國營金屬工業局……………一三

第二項 電氣工業局……………一四

第三項 軍事工業局……………一五

第四項 燃料管理局……………一六

第五項 中央林業管理局(舊林業委員會)……………一七

第六項 國營建築局……………一八

第七項 棉花委員會……………二二

501043



第八項	鑛業管理局	二二
第九項	最高陸地測量局	二四
第十項	共和國工業農務局	二五
第十一項	國家中央酒精專賣局	二六
第十二項	手工業小工業及產業組合管理局	二八
<b>第五款 最高國民經濟院附屬機關</b>		
第一項	學術技術部	三一
一	中央學術技術委員會	三一
二	氣體及水力學研究所	三一
三	自動推進機研究所	三一
四	國立實驗電氣工學研究所	三一
五	國立藥化學研究所	三一
六	國立學術技術研究所	三一
七	應用化學研究所	三一

201043

第四章

八	純正化學反應研究所	二八
九	カルボフ化學研究所	二九
一〇	農肥研究所	三〇
一一	國立硅酸鑛物研究所	三一
一二	國立物理工學研究所	三一
一三	岩石學研究所	三一
一四	度量衡管理局	三一
一五	中央國立新發明實驗工場	三一
一六	軍事建設發明特別技術局	三一
一七	發明事務委員會	三一
一八	國立技術圖書出版所	三一
一九	技術經濟通報	三一
二〇	國立學術技術圖書館	三一
廿一	國立實驗所供給部	三一
廿二	學術產業探險隊	三一



- 廿三、各委員部聯合米突法委員會
- 廿四、國營米突度量衡器製作販賣所
- 廿五、クバン地方調査研究委員會
- 第二項 常設工業展覽會
- 第三項 シンヂケート委員會

### 第四卷

#### 第四章 中央統治諸機關(三)

##### 第六節 內務人民委員部(內務省)

- 第一款 行政編成局 ..... 一
- 第二款 警保局 ..... 三
- 第三款 刑務局 ..... 五

第四款 共產經濟局 ..... 六

第五款 事務局 ..... 七

第六款 內務人民委員部の地方機關 ..... 八

第七節 外務人民委員部(外務省) ..... 一二

第一款 共西方政務局 ..... 一三

第二款 東方政務局 ..... 一四

第三款 經濟法制局 ..... 一五

第四款 印刷及情報局 ..... 一五

第五款 事務局 ..... 一六

第六款 外國領土に於けるソウエト社會主義

共和國聯盟全權代表の駐割地 ..... 一七



第七款 外國及聯盟ソウエー卜共和國領土内に於けるソウエー卜聯盟の領事館所在地……………一八

第八款 ソウエー卜社會主義共和國聯盟首都莫斯科に於ける外國大使使節及代表委員……………二二

第九款 ソウエー卜社會主義共和國聯盟領土内に於ける外國領事外交代表……………二三

第八節 共和國革命軍事會議(陸海軍人民委員部——陸海軍省)……………二六

第一款 總說……………二六

第二款 共和國革命軍事會議管下の中央軍事機關……………二八

第三款 海軍人民委員部……………二九

第九節 民族事務人民委員部(民族省)……………三三

第一款 管掌事項……………三三

第二款 機能……………三四

第三款 職制……………三五

第四款 民族會議——大委員會……………三六

第五款 小委員會……………三六

第六款 執務機關……………三七

第七款 民族課……………三七

第八款 少數民族課……………三八

第九款 學會、專門學院……………三九



第十款 聯邦委員會……………三九

第十一款 代表機關……………四二

第十二款 民族事務人民委員部地方機關……………四二

第十節 司法人民委員部(司法省)……………四四

第一款 管掌事項……………四四

第二款 職制……………四五

第一款 組織監督部管掌事項……………四五

第二款 行政・財務部管掌事項……………四六

第三款 立案・編纂部管掌事項……………四七

第四款 檢事部管掌事項……………四八

第五款 宗務部管掌事項……………四九

第六款 出版部管掌事項……………四九

第十一節 教育人民委員部(文部省)……………五〇

第一款 管掌事項及組織……………五〇

第二款 組織・行政部……………五一

第三款 專門學務部……………五二

第一款 國立教育會議(グウス)……………五二

第二款 專門學務部所管の科學、工藝機關、博物館管理局(グラウナウス)……………五三

第四款 社會・工藝教育管理局……………五四

第一款 幼兒教育課……………五五

第二款 單一學務課……………五六

第三款 未成年者の社會上法律上の擁護並に缺陷を有する兒童教育課……………五六

第四款 教育家養成課……………五七



第五項	實習機關課	五七
第六項	秘書室	五七
第五款	專門職業教育管理局	五八
第六款	成年者學校教育政治教育管理局	六〇
第七款	異民族教育會議	六一
第八款	國營出版管理局	六二
第九款	露西亞中央出版物登錄院	六三
第十款	文藝出版管理局	六六
<b>第五卷</b>		
<b>第五章 中央統治諸機關(四)</b>		
一		

第十二節 財務人民委員部(大藏省)

第一款	總說	一
第二款	行政局	二
第三款	豫算局	三
第四款	中央租稅局	五
第五款	造幣局	六
第六款	財政經濟部	七
第七款	通貨局	八
第八款	地方財務局	九
第九款	財務人民委員部所管機關	九
第一項	國營保險本部	九
第二項	國營保險地方機關	一〇



第三項 國立銀行……………一〇

第十三節 貿易人民委員部(貿易省)……………一二

第一款 管掌事項及職制……………一二

第一項 總務局……………一三

第二項 統計經濟局……………一三

第三項 計畫委員會……………一四

第四項 貿易調節局……………一四

第五項 法務局……………一五

第六項 財務計算局……………一五

第七項 稅關局……………一六

第八項 國營輸出入局……………一六

第九項 國營輸出入局地方機關……………一七

第二款 露西亞共和國領土内に於ける貿易人民

委員部地方機關……………一九

第三款 貿易人民委員部在外機關……………二一

第四款 貿易人民委員部在外代表機關……………二二

第五款 外國貿易の國家專營……………二三

第十四節 交通人民委員部(交通省)……………二五

第一款 管掌事項……………二五

第二款 鐵道運輸中央管理局……………二六

第三款 河川運輸中央管理局……………二六

第四款 海上運輸中央管理局……………二七

第五款 地方運輸中央管理局……………二七



第六款	補助的統一管理部課	二八
第七款	委員會	三〇
第八款	交通人民委員部地方機關の組織	三四
第九款	鐵道管理局の組織	三六
第十五節	郵電人民委員部(郵電省)	三七
第一款	管掌事項	三七
第二款	行政管理局	三八
第三款	經營技術管理局	三八
第四款	財政經濟管理局	三九
第五款	其他機關	三九

第六卷

第十六章 中央統治諸機關(五)

第六款	地方管理局	四一
第十六節	中央統計局	四一
第一款	國家統計規則	四一
第二款	地方統計機關	四八
第三款	中央統計局附屬統計事務會議規則	五九
第十七節	食糧人民委員部(食糧省)	一
第一款	管理事項及官制	一



第二款 行政管理局……………三

第三款 準備管理局……………四

第四款 配給管理局……………四

第五款 財政計算管理局……………五

第六款 食糧人民委員部所管中央機關……………五

第七款 漁業管理局の組織……………六

第八款 國營漁業局州管理局……………九

第九款 國營漁業局代表機關……………一〇

第十款 國家的意義を有する漁區……………一〇

第十一款 食糧人民委員部精穀課……………一五

第十二款 食糧人民委員部穀類貯藏庫……………一六

第十三款 國營製乳場管理部……………一七

第十四款 屠獸屠獸冷蔵並に冷蔵企業部……………一七

第十五款 中央製腸シンヂケート……………二〇

第十六款 自動車管理局……………二二

第十八節 農務人民委員部(農務省)……………三二

第一款 中央行政管理局……………二三

第二款 中央農業管理局……………二四

第三款 中央土地整理局……………二五

第四款 移民移送管理局……………二六

第五款 中央產馬畜產管理局……………二六



第六款 中央獸疫局……………二七

第七款 中央水利管理局……………二九

第八款 中央森林管理局……………三〇

第九款 中央農村經濟計畫管理局……………三二

第十款 農務人民委員部所屬機關……………三二

第十一款 農務人民委員部金融・商業事務所……………三四

第十二款 國營露西亞農業シンヂケート……………三五

第十三款 國營葡萄栽培釀酒シンヂケート……………三八

第十四款 國立農業倉庫……………三九

第十五款 農務人民委員部出版部「ノールワヤ・デレール  
ウニヤ」……………三九

第十六款 中央農民館……………四〇

第十九節 勞働人民委員部(勞働省)……………四〇

第一款 管掌事項……………四〇

第二款 勞働市場課……………四二

第三款 勞働保護課……………四二

第四款 爭議協調課……………四三

第五款 運送車輛稅課……………四三

第六款 中央職員委員會……………四四

第七款 稅務部……………四四

第二十節 社會保護人民委員部(社會省)……………四六



第二十一節 保健人民委員部(保健省)……………四七

第二十二節 勞農監察人民委員部(勞農監察省)……………五二

第六卷 中央執行委員會……………

第七卷以下目次未定

第四卷 新蘇聯聯邦自治部……………

第三卷 蘇聯人民委員部……………

第二卷 蘇聯人民委員部……………

第一卷 蘇聯人民委員部……………

第十六節 蘇聯人民委員部……………

第十六卷 中央執行委員會……………

露國の統治組織及機關 第五卷

庶務部 調査課 譯

第五章 中央統治諸機關 (四)

第十二節 財務人民委員部

第一款 總說

財務人民委員部を設置せるは、一九一七年十月二十八日にして、開設當初は、舊大藏省並に信用機關を移管せる關係上、専ら移管機關の整理に従事し、次いで各種租税を廢止し、信用機關の整理を終了するに及び、豫算の編成、官廳に對する經費の支出を管掌し、更に新經濟政策を採用すると共に、其の職責にも變更を來たし、之を一九二二年五月一日附法令を以て規定してゐる。

財務人民委員部の職責は、ソウエート政權の財政政策を實行し、共和國及び國家



機關の經濟全般に對する資金の供給を管掌し、國家經濟の健實なる發達を助長するに在る、從つて財政に關する法案の調査並に編纂、金融の調節、露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國の豫算編成及び實行豫算の審査、官廳經費の査定並に支出、通貨の準備、國有貴重品、金屬資金の保管、國營及び私營信用機關の指導監督、國營保險の組織に關する事項を管掌し、左の局課に分たる。

## 第二款 行政局

(イ)總務課 財務人民委員部地方機關の設立に關する一般問題、財務人民委員部中央機關並に地方機關の監督、指導、通牒に關する事項を管掌し、且つ機能條件及び執務の合法、確實なるや否やを監査する。

(ロ)法制課 財務人民委員部の提出する法案及び他の人民委員部より回付する法案の審査並に回答、財政法規の編纂、係争法律問題に關する意見の陳述事項を管掌する。尙本課は法律顧問部を有する。

(ハ)庶務課 財務人民委員部の一般問題に關する文書の往復、財務人民委員部中央機關及び地方機關職員の任命、轉勤並に公文書、通牒其他の發送、配付に關する事項を管掌する。

(ニ)秘書室 財務人民委員部の專屬事項に關する文書の往復並に財務人民委員部特別委員會の事務を管掌する。

(ホ)經理課 財務人民委員部中央機關及び地方機關の經費豫算の編成並に豫算支出額の査定事項を管掌する。

(ヘ)用度課 事務用品其他の用度、附屬品及び材料の準備、購入並に住宅、修繕、建築に關する事項を管掌する。

(ト)交通課 鐵道、自動車、電話其他財務人民委員部の各機關を連絡すべき連絡機關の設備事項を管掌する。

(チ)守衛課 財務人民委員部中央機關の守備、輸送貴重品の護送並に地方機關の守衛設置に關する事項を管掌する。

## 第三款 豫算局

國家豫算の編成及び實行、豫算報告に關する事項を管掌する。

(イ)豫算審査課 豫算、財務課、工業、運輸課及び貨幣課の管掌せざる各人民委員部



の豫算を豫め審査する。

(ロ)豫算・財務課 農務人民委員部、食糧人民委員部、財務人民委員部、貿易人民委員部、國營建築協會の豫算を豫め審査する。

(ハ)工業・運輸課 最高國民經濟院、交通人民委員部、全露勞働組合本部の豫算を豫め審査し、工業及び輸送に關する財政問題の調査、利權問題の財政的研究並に工業經營の報告及び資産状態の審査に關する事項を管掌する。

(ニ)貨幣課 金計算若くは外國通貨を以て支出すべき場合は、同一通貨を以て計算せる豫算の検査事項を管掌する。

(ホ)豫算課 國家豫算に關する一般問題の調査、豫算法規の適用に關する財務人民委員部、地方機關の指導並に露西亞社會主義聯邦ソウェート共和國の年次豫算の編成事務を管掌する。

(ヘ)中央計算課 財務人民委員部の機能調査、地方機關に對する豫算及び豫算外支出の査定額、支出、歳出、歳入に關する國庫の概算報告の整理並に調査、露西亞社會主義聯邦ソウェート共和國の實行豫算に關する會計報告の事務を管掌する。

(ト)中央出納課(ツェントロカッサ) 中央政府機關の爲に豫算、精算並に金庫事務に關する事項を管掌する。

(チ)豫算委員會 各官廳の歳出、入豫算及び歳入不足の地方費豫算を、人民委員會に提出するに先ちて審査し、銀行貸付の手續に據らずして、國家の一般資金より貸付を受け又は豫算外の信用支出を仰がんとする請願事項を調査する。

#### 第四款 中央租稅局(ツェントロナログ)

各種國稅の制定並に徵收、收入租稅の精算、地方機關の國稅及び地方稅の徵收事務を監督し、左の各課に分たる。

(イ)歳入課 現金收入に關する統計的精算に従事し、歳入方法の審議に參與し、歳入調節に關する法律の調査に従事する。

(ロ)直接稅及び關稅課 各種の直接稅及び關稅の徵收並に指導、地方徵稅機關の監督及び納稅者の異議の申立を審査する。

(ハ)間接稅課 各種の間接稅の課稅並に徵收の指導、地方徵稅機關の監督事項を管掌する。



- (三) 地方財務課 各種の地方税並に徴收事務を管掌する。
- (ホ) 總務課 職員に關する事項並に一般事務に關する文書の往復を管掌する。
- (ト) 印紙課 印紙の配給並に精算事項を管掌する。

### 第五款 造幣局(ゴズナク)

紙幣其他の支拂證券の準備並に印刷を管掌し、左の各課に分たる。

- (イ) 計算課 計算事務の監督並に指導を管掌する。
- (ロ) 發行課 印刷材料の準備精算並に發行事項を管掌する。
- (ハ) 製作課 印刷材料の註文、印刷技術の指導を管掌する。
- (ニ) 技術課 印刷所の設備並に完成案の調査事項を管掌する。
- (ホ) 圖案課 技術的藝術的デザインの作成及び準備、紙幣其他の證券の圖案の調製事務を管掌する。

- (ヘ) 實驗所 紙幣其他證券の印刷用紙の機械的、化學的、顯微鏡的實驗に従事する。
- (ト) 検査課 會計全般の事務並に用度事務を監督する。
- (チ) 總務課 職員に關する事項並に一般事務に關する文書の往復を管掌する。

造幣局所管の印刷所を列擧すれば左の如し。

- (一) 紙幣・支拂證券準備莫斯科第一工場。(二) 紙幣支拂證券準備莫斯科第二工場。
- (三) 造幣局技術工場。(四) 造幣局印刷所。

### 第六款 財政・經濟部

本部は左の機關を有する。

- (イ) 經濟調査會 國民經濟の實情に準應する財政經濟的施設の科學的研究及び調査に従事する。
- (ロ) 經濟調査會彼得俱樂部支部 ペトログラド市に在住する専門學者の援助に據り前項の問題を研究調査する。
- (ハ) 編輯出版部 ウエスト・ロシア「財政時報」ファイナンス「財政及經濟」ナシイ・エコノミカ其他財務人民委員部より刊行する出版物の編輯並に印刷事項を管掌する。
- 尙編輯出版部は、「エコノミスト」と稱する圖書販賣所を有し、財政經濟問題に關する印刷物の供給販賣に従事してゐる。
- (ニ) 統計課 財政經濟問題に關する資料の蒐集、整理、研究並に歲入に關する計畫の實施狀況を監督する。
- (ホ) 總務課 職員に關する事項、一般文書の往復、會計及び用度事務を管掌する。
- (ヘ) 財務調査會
- (ト) 財務員養成課。



### 第七款 通貨局

通貨及び國庫の貸付に關する一般事項、國營信用機關並に私營信用機關の業務監督、資金の貸付、紙幣の發行、貨幣の鑄造、金、銀及び貴金屬の購入、保管、消費、外國通貨基金の管理、國際決算に關する事項を管掌し、左の八課に分たる。

(イ)信用金融課 内債並に外債、國家貸付の精算、在外財務部派遣員の執務指導、證券取引所の監督、一般金融問題に關する事項を管掌する。(ロ)企業監督課 信用機關並に資産状態を公告すべき企業を管理し、銀行政策の實行方法に關する調査、新設國營信用機關條列の審査、私營信用機關の定款調査、國營並に私營信用機關の業務監督、資産状態を公告すべき各種企業の資産状態に關する検査事項を管掌する。(ハ)國際精算課 露國及び外國通貨の取扱、外國に於ける貴金屬の處分、通貨輸出の認可、證券の保管並に精算事項を管掌する。(ニ)金屬資金課 國有貴金屬、貨幣、金、銀、錠、其他貴金屬の保管、精算並に消費、國立基金庫より移管せる貴重品の處分に關する事項を管掌する。(ホ)生産商業課 造幣廠の管理、金鑛溶解所、分析所、精鍊所、露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國領域並に外國に於ける貴金屬の買入、貴金屬採

掘業の監督事項を管掌する。(ヘ)紙幣證券課 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國の各種紙幣及び證券の發行並に財務人民委員部所屬機關に對する配給、紙幣發行の記帳、精算に關する事項を管掌する。(ト)秘書室 職員に關する事項及び一般文書の往復を管掌する。右の外、通貨局は、ペトログラト造幣廠を管理してゐる。

### 第八款 地方財務局

地方財務局は、總務課、豫算課、計算統計課に分たる。

### 第九款 財務人民委員部所管機關

(一)國立基金庫、(二)紙幣證券準備工場管理所、(三)國立銀行、(四)國營保險本部

#### 第一項 國營保險本部

國營保險本部は、一九二一年十月六日附人民委員會の法令に據りて設立せられ、財産保險の獨占的國營主義を實施すべき職責を有してゐる。

管掌事項は、縣財務課保險係の取扱ふ保險事務の監督指導、保險料、保險掛金に關する法規、強制保險案、保險事務に關する法案の調査、保險事務に對する爭議の



解決露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國內に於ける保險業の發達助成等にして、露西亞共和國內の保險業を發達せしめ且つ保險機關の業務を調節するが爲め、財務人民委員部の所管する保險事務委員會と云ふ最高機關がある。構成員は會長一名、財務人民委員部の任命する委員二名、最高國民經濟院、國立會計検査局、社會保護人民委員部、農務人民委員部、内務人民委員部、交通人民委員部、食糧人民委員部、貿易人民委員部、ツェントロソユズ、全露保險同盟の代表並に國營保險本部代表二名である。

### 第二項 國營保險地方機關

ウクライナ地方には、國營保險ウクライナ本部と稱する特種機關を有し、縣市、自治共和國には、一級二級の支部及び代理部、郡市には郡代理部を置き、各郡内には、二個若くは數個の町村を管轄する數個の區代理部がある。尙地方機關の業務を監督するが爲め、共和國の各地點に代表管理部を設置してゐる。

### 第三項 國立銀行

露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國國立銀行は、財務人民委員部の機關として、一九二一年十月六日附全露中央執行委員會の法令に據りて創設せられ、同年十

一月十五日より開業してゐる。本行の機能は、一九二一年十月十三日附を以て全露中央執行委員會の裁可せる露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國國立銀行條例に於て規定してゐる。

本行創立の目的は、工業、農業、商業の發達を助長するが爲め、貸付其他の銀行業務に従事し、金融を統一し、金融調節に關する各般の手段を實行するに在る。本行は財務人民委員部の一機關にして、財務人民委員部に直屬してゐる。

國立銀行の資本は、資本金並に積立金より成立し、資本金は二千億留にして、積立金は銀行利益金より控除し積立つるのである。本行の管理は、財務人民委員の最高監督の下に、銀行幹部に依つて行はれ、銀行の一般業務の指導、利息の確定、職制、業務會計事務の制定、行員の任免、政府機關並に外國に對する銀行の利益の代表、經費豫算並に決算報告の作成に關する事項を管理する。

本行の地方機關は、地方總支店、支店、代理店にして、總支店は、締盟共和國及び自治共和國の政府所在地並に重要地點に設置し、支店は、縣市及び郡市に、代理店は、本店の命令に據つて各地に開設せらる。

國立銀行本店には、當座勘定を開始せんと欲する官廳、企業及び個人の信用力を



調査し信用額を査定するが爲め、利害關係の深き機關、組合、私營商工業の代表者より構成する割引・貸付委員會を設置し、地方總支店及び支店に於ても同一權限を有する割引・貸付委員會を設置してゐる。

國立銀行は、信用の經濟的利用と保證の提供とを條件として、官廳、國營大企業、組合其他の機關並に私營企業、農業、手工業に對して信用を開き且つ商工業の發達に伴ひて各種の銀行業務に従事してゐる。

### 第十三節 貿易人民委員部

#### 第一款 管掌事項及び職制

貿易人民委員部は、對外貿易を發達せしむべき各般の政策を研究實施し、官廳、會社、個人の經營する通商を調節し、貿易人民委員部の中央機關及び地方機關を運用し又は貿易株式會社其他の會社に參加して輸出入を經營する。

貿易人民委員部の最高監督は、人民委員、副委員及び特別委員會に屬し、職制上左の局課に分たる。

#### 第一項 總務局

貿易人民委員部の各局に關係する一般事務並に文書の往復、貿易人民委員部及び地方機關の職員、地方機關に對する定期の訓令及び監督、本部の經濟事務に關する事項を管掌する。

#### 第二項 統計經濟局

(イ)通商條約及び協定の作成、變更に關する事務、(ロ)内外市場の調査、研究、(ハ)露國の輸出力の研究及び輸出業の發達を助長すべき計畫並に手段の調査、(ニ)貿易に關する法案の經濟的研究、(ホ)露西亞社會主義聯邦ソウエト共和國の稅關政策の經濟的研究、(ヘ)國家の輸出入計畫及び海外市場の商況に順應する貿易調節策の研究並に作成、(ト)各般の貿易に關する利權の設定及び株式會社の組織に關する調査、(利權租借、合辦會社其他) 即ち(1)利權租借企業並に合辦會社に關する基本定款の調査、(2)貿易人民委員部の加入して組織する企業並に會社の定款の研究、(3)貿易に關する現存利權租借企業及び株式會社企業の統計經濟的檢查、(チ)貿易人民委員部地方機關及び在外貿易代表機關の事務の指導、監督並に當該管區の經濟調査、(リ)前掲事務の履行に關する統計の作成及び各課に於て分掌する



統計事務の統一、(ヌ)通牒及び出版、(ル)貿易問題の經濟的協議に關する事項を管掌する。

### 第三項 計畫委員會

(イ)露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國及び締盟ソウエート共和國の輸出入政策に關する審議並に實施狀況の調査、(ロ)貿易人民委員部の實施すべき基本貿易政策の確定、(ハ)輸出入計畫並に政策に關聯する國民經濟各般の整理、調査、運輸、港務、取引手段其他、(ニ)貿易人民委員部の執務並に豫算編成に關する立案の調査事項を管掌する。

### 第四項 貿易調節局

貿易政策問題に關する指令の發布並に取締、當該法案の資料蒐集、露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國及び締盟共和國の貿易實行案の作成、協定並に實施監督、貿易案に順應する各種貿易業の發達助成、輸出入品の目録、數量、本位品質の規定、通商條約及び其他貿易に關する國際協定を實施する場合に發生すべき具體的問題の解決、商品の輸出若くは輸入權の付與並に證明、地方特許局の事務指導及び特許局に對する訴訟の審査、國家計畫委員會の認可せる國營機關の輸出入に關する申告の實施並に監督、貿易人民委員部の加入せる會社に對する訓令の發布及び業務の監督、貿易人民委員部地方機關の貿易調節に關する事務を指導するが爲めに發布すべき訓令、通達、命令に關する事項を管掌する。

### 第五項 法務局

當該各局と共に、貿易人民委員部の所管法規並に露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國の貿易に關する國際協約を調査編纂し、貿易人民委員部の締結すべき各種の契約及び條約を調査作成し、貿易人民委員部の執務上發生すべき法律問題に對して意見を陳述し、貿易人民委員部の訴訟事件を取扱ひ、貿易會社定款の法律方面に關する決定を與へ、之を貿易人民委員部特別委員會に提出して認可を申請し、商業登記を司り、貿易人民委員部の認可を得て貿易に従事する機關、企業、個人の經營狀況を監督する。

### 第六項 財務計算局

(イ)貿易人民委員部の財政政策に關する一般問題の調査、(ロ)貿易人民委員部及び地方機關の歲出入に關する一般豫算並に追加豫算の編成、實行、(ハ)貸下金及び資金の配給、(ニ)通貨の取扱、貴金屬、寶石の處分に關する監督並に精算、(ホ)輸出入



計畫の財政的研究並に之に準據する貿易人民委員部の通貨豫算の編成、(一)貿易人民委員部各機關の金融、商事に關する調査並に貿易人民委員部全般に關する定期報告の作成、(二)貿易人民委員部中央機關、地方機關、在外機關の財政及び會計事務の指導、監督、法規、訓令の作成、所屬機關の財政及び會計事務の定期檢閲、(三)勞働監察人民委員部に對する報告書の提出、財務、計算局より紙幣及び小切手を以て支出する資金並に前渡金の監查事項を管掌する。

### 第七項 稅關局

ソウエート聯盟内に於ける稅關機關を總管するものにして、(イ)稅關事務取扱規定及び訓令の發布、(ロ)稅關機關に關する命令、通達の發布並に發送、(ニ)地方稅關局の檢閲及び監督、(三)稅關機關に對する支出資金の配給並に責任の負擔、(ホ)支給額を限度とせる財政及び建築問題の決定に關する事項を管掌する。

### 第八項 國營輸出入局

本局は、貿易人民委員部の輸出入事務を統一するが爲に設置せるものにして、輸入品の海外購入、輸入及び露國內に於ける販賣、露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國並に締盟ソウエート共和國內に於ける輸出品の蒐集、購入、輸出及び自己の計

算に依り又は國營機關、組合機關、公共團體、個人企業並に個人の委託及び購入手數料制に依る外國市場に於ける販賣權を付與せられてゐる、従つて商業及び經濟上必要なる一切の行爲(露國及び外國に於ける動産並に建築物の取得、讓渡、質權の設定、信用手形、銀行取引に關する事務、訴訟の提起及び應訴)を爲す權利を有する。國營輸出入局在外代表の締結する信用取引は、當該全權代表の認可を受くべく、商館は、全權代表の一般指令に依り國營輸出入局代表に於て選定する。

### 第九項 露西亞共和國國營輸出入局地方機關

地方の貿易事務に従事するが爲め、貿易人民委員部地方管理局内に、國營輸出入局の一般指令に依り、當該地方に於ける國營輸出入局の全權代表たる貿易人民委員部代表の監督を受けて活動する「國營輸出入支局」と云ふ特種の商業機關が設置せられてゐる。

### 國營輸出入局の地方管理部、縣支部、地方事務所

北西地方管理部(ペトログド)、北部白海地方管理部(アルハンゲリスク)、ウイテブスク地方管理部(ウイテブスク)、ウラル地方管理部(エカテリンブルグ)、南東地方管理部(ドン・ロストフ)、キルキズ地方管理部(オレンブルグ)、クリミヤ地方管理



部(セフストポリ)、白露地方管理部(ミンスク)、西伯利・極東地方管理部(ノヲニコラエウスク)、中央亞細亞地方管理部(タシユケント)、後高架索地方管理部(テイフリ)、アストラハン地方管理部(アストラハン)、中部ウオルガ地方管理部(カザニ)、カレル地方管理部(ペトロザウオドスク)、バシキル地方管理部(ウフア)、ムルマンスク地方管理部(ムルマンスク)、莫斯科縣管理支部(莫斯科)、ズウイリヤン縣管理支部(ウステイ・スイソリス)、ウクライナ代表部(ハリコフ)、スモレンスク地方事務所(スモレンスク)、ウヤトカ地方事務所(ウヤトカ)トウエリ地方事務所(トウエリ)、オリヨル地方事務所(オリヨル)、(ブリヤンスクの代理所を含む)、ニジエゴルト地方事務所(ニジニイ・ノウゴロド)、サマラ地方事務所(サマラ)、サラトフ地方事務所(サマラ)、ゴメリ地方事務所(ゴメリ)、プスコフ地方事務所(プスコフ)、ノウゴロド地方事務所(ノウゴロド)。

貿易人民委員部は、關稅委員會と稱する機關を有し、管掌事項は (イ)現行關稅制度の改正並に輸出入禁制品目の變更に關する調査、(ロ)稅關局の提示する商品課稅問題の研究、(ハ)稅關局の査定課稅に對する抗議の審議、(ニ)關稅事務に關する法律、通商條約、協定、契約案に對する意見の陳述等にして、議長及び副議長(人民委員會之を任命す)、貿易人民委員部(議長及び副議長を含まず)、財務人民委員部代表各二名、最高國民經濟院、農務人民委員部、外務人民委員部、國立會計検査局代表各一名を以て構成し、委員は凡て人民委員會の認可を受く。

## 第二款

### 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國內に

#### 於ける貿易人民委員部地方機關

自治共和國又は州には、必要に應じて、貿易代表機關、地方貿易部若くは貿易支局を設置することが出来る。右は露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國貿易人民委員部の直屬機關にして、多少廣汎なる權限を有し、其の貿易事務は、貿易人民委員部中央機關に於て統一し之を實施する。

縣執行委員會及び地方經濟會議内には、當該地方に於ける貿易が特に重要な意義を有する場合、貿易支部を設置することが出来る、但し右支部は、其他の支部と同一の權限を有するも、在外外國商館と直接に交渉する權利を有しない。

貿易支部は、開設の都度、特に全露中央執行委員會幹部會の認可を得て、貿易人民



委員部に於て之を設置する。

貿易人民委員部の所屬機關として、商品の輸出入を許可し、特許を得たる場合、被特許権者より二%の特許税を徴収するが爲め、中央並に地方に特許支局を設置し、貿易人民委員部在外代表に對しても特許権を付與してゐる。

貿易人民委員部地方貿易部

- (1) 北西地方貿易部所在地、ペトログラド管轄區、ペトログラドスカヤ、ノウゴロドスカヤ、ブスコウスカヤ、チエレポウエツカヤ、オロネツカヤ縣、(2) カレル地方貿易部所在地、ペトロザフドスク管轄區、カレル自治共產團、(3) ムルマンスク貿易支部(所在地、ムルマンスク管轄區、ムルマンスク)、(4) 北方貿易部所在地、アルハンゲリスク管轄區、アルハンゲリスカヤ、ヲロゴドスカヤ、北部ドウインスカヤ縣、(5) ウイテプスク地方貿易部所在地、ウイテプスク管轄區、ウイテプスカヤ縣、(6) 中央ウオルガ地方貿易部所在地、カザニ管轄區、タタール共和國、チウワシ地方、マリンスク自治地方、ウオテヤグ自治地方、(7) ウラル地方貿易部所在地、エカテリンブルク管轄區、エカテリンブルグスカヤ、ペルムスカヤ、チエリヤビンスカヤ、テユメンスカヤ縣、(8) 南東地方貿易部所在地、ドン・ロストフ管轄區、ドンスカヤ、テルスカヤ、スタウロ

- ポリスカヤ縣、クバン及び黒海地方、ゴールスカヤ、ダゲスタンスカヤ、カバルディンスカヤ、カラチエスカヤ、チルケツスカヤ共和國、(9) キルギズ地方貿易部所在地、オレンブルグ管轄區、キルギズ共和國、(10) クリミヤ地方貿易部所在地、セフストポリ管轄區、クリミヤ共和國、(11) 白露地方貿易部所在地、ミンスク管轄區、白露共和國、(12) ウクライナ社會主義ソウエート共和國に於ける貿易人民委員部代表機關所在地、ハリコフ管轄區、ウクライナ共和國、(13) 西伯利極東地方貿易部所在地、ノヲニコラエウスク管轄區、ノヲニコラエウスカヤ、オムスカヤ、トムスカヤ、アルタイスカヤ、エニセイスカヤイルクツカヤ、ヤクトスカヤ縣及び極東共和國、(14) 中央亞細亞地方貿易部所在地、タシケント管轄區、トルケスタン共和國、ブハラ共和國、ヒソ共和國、(15) 後高架索地方貿易部所在地、テイフリスキ管轄區、ゲルジャ、アルメニヤ、アゼルベijan、(16) アストラハン地方貿易部所在地、アストラハン管轄區、アストラハンスカヤ縣、(17) バシキル地方貿易部所在地、ウファ管轄區、バシキル共和國。

第三款 貿易人民委員部在外機關

貿易代表機關若くは貿易代表者は、(イ)貿易總代表、(ロ)貿易地方代表、(ハ)貿易



代表輔佐に分たる。貿易代表機關(代表者は、イ)外國の市場及び商業の調査、貿易人民委員部に對する當該調査の報告、外國政府及び實業界に對する露國の經濟乃至商業現狀並に通商條件の紹介、(ロ)露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國の對外貿易並に物資交易狀況の視察、(ハ)輸出入貿易に關する事務を管掌する。

貿易代表機關は、駐在各國に於ける露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國全權代表機關の必須の構成因子となつてゐる。

貿易に従事するが爲め、海外に派遣せられたる人民委員部の各代表者並に商業機關は、貿易代表の直接の監督及び指導を受けねばならぬ。

獨立して外國と貿易する權利を有する機關又は其の代表は、貿易人民委員部若くは其の貿易代表に對して、外國に於ける商取引に關し、其の都度、之を報告すべく、貿易代表は、自己の責任を以て、理由ある場合、此種の取引を禁止することが出来る。

#### 第四款 貿易人民委員部在外代表機關

- (1) 駐英露國通商代表。
- (2) 駐獨露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國通商代表。
- (3) 駐伊露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國通商代表。
- (4) 駐埃露西亞社會主義

義聯邦ソウエート共和國代表。

- (5) 駐支露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國通商代表。
- (6) 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國貿易人民委員部近東通商代表。
- (7) 駐土露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國通商代表。
- (8) 駐波露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國貿易人民委員部通商代表。
- (9) 駐瑞通商代表。
- (10) 駐諾露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國通商代表。
- (11) 駐芬露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國通商代表。
- (12) 駐致露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國通商代表。
- (13) 波蘭駐在露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國代表。
- (14) リトソ駐在貿易人民委員部ラトウイヤ通商代表支部。
- (15) ラトウイヤ駐在貿易人民委員部代表。
- (16) エストニヤ駐在露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國通商代表。
- (17) 加奈陀駐在露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國通商代表。

#### 第五款 外國貿易の國家專營

(一九二二年五月十三日、同十五日、十一月十六日附)

全露中央執行委員會法令

露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國の貿易は、國家の專營にして、貿易人民委



員部に於て之を經營し、各種の輸出品を、直接又は仲介制に依り、外國市場に於て處分し、國家機關及び企業の爲に、直接又は國家計畫案に基づき、人民委員部若しくは軍最高司令部の代表専門家の意見を徴して、物資の購入に従事する。

貿易人民委員部は、國家機關、企業又は企業團體、縣執行委員會、全露組合聯合會其他に對し、直接に輸出入契約を締結する場合、豫め貿易人民委員部の認可を受くるが爲め、當該契約若しくは協定を提出せしめて之を許可してゐる。

ツェントロソユズは、直接取引方法に依り、貿易人民委員部の經營に従ひ且つ其の一般監督の下に、外國組合聯合機關を通じて、輸出入に従事する特權を付與せられてゐる。

貿易人民委員部は、勞働國防院の認可を得て、外資の誘致を目的とする、露國、外國並に混合制の株式組織の特種企業を組織する。

海外に派遣する各官廳及び機關の代表並に、通商機關は、通商代表の直接の指導及び監督を受けて行動し、其の申込取引に關しては、取消權を有する貿易人民委員部又は貿易代表に、一々之を申告せねばならぬ。

上記の手續に依り、外國に於て取引契約を締結せる經濟機關は、其の契約に對し、

各自の所屬財産を擧げて責任を負擔すべきものにして、契約書には、將來發生する爭議は、契約當事者たる機關にのみ提起すべき件並に、國家及び契約當事者たる中央機關若しくは、地方機關の直屬する人民委員部又は各官廳に對して、爭議を提起せざる件を明記せねばならぬ。但しツェントロソユズは、右規定の適用を受けない。

輸出入品に對しては、勞働國防院の制定せる税金を課する。

外國に於て締結する取引契約の手續に關しては、一九二二年一月十六日附を以て人民委員會の特別規定が發布せられてゐる。

## 第十四節 交通人民委員部

### 第一款 管掌事項

現行交通人民委員部官制は、一九二二年八月二十八日附を以て人民委員會の裁可を得、一九二一年度交通人民委員部年報第一六七號に於て公布せられてゐる。

交通人民委員部の首班は、人民委員にして、之に本委員部の事務を指導監督する特別委員會が直屬してゐる。本部の事務は、總務局の管掌する所にして、左の各課



に分たる。(1)中央貨物輸送課、(2)外國交渉秘書課、(3)代表連絡事務課、(4)印刷本部、(5)總務課。

交通人民委員部の技術、行政、財政並に企業に關する一般的指導は、交通最高幹部の所管となつてゐる。

交通人民委員部には、國內の輸送及び滞貨の狀況に従つて、國家的計畫の一部たる輸送計畫案を作成するが爲め、輸送計畫委員會と稱する常設諮問機關を置き、組織部、技術部、財政、經濟部、經理部に分つてゐる。

交通人民委員部は、運輸の種類に従ひ左の中央管理局を有する。

### 第二款 鐵道運輸中央管理局(ツウジエル)

鐵道及び交通設備の經營維持、修理、發達に關する事項を管掌し、(イ)總務課、(ロ)經營課、(ハ)運轉課、(ニ)線路課、(ホ)冷蔵課に分たる。

### 第三款 河川運輸中央管理局(ツウレジ)

國內水路の經營維持、修理、發達並に船舶に關する事項を管掌し、(イ)庶務課、(ロ)

經營課、(ハ)交通設備課、(ニ)技術船舶課、(ホ)造船課に分たる。

註 目下、水路運輸の改正案を脱稿せるが、右改正案に依れば、河川流域地方に、就航汽船管理部を開設して、河川運輸を營業とする船舶を管理せしめ、就航河川を管理するが爲め、國內航路地方管理部を設置し、當該地方は之を直屬中央機關たる中央河川局の所管とする豫定である。

### 第四款 海上運輸中央管理局(ツウモル)

海運船舶、港灣設備の經營維持、修理、發達に關する事項を管掌し、(イ)經營課、(ロ)技術船舶課、(ハ)事務室、(ニ)港灣課に分たる。

註 目下、各地に獨立の商船管理局を設置し、中央部に統一機關たる中央汽船管理局を開設して、海上運輸を商業的經營となす法案を實施してゐる。故に海上運輸中央管理局の管掌事項は、港灣設備の技術的管理、船舶管理局の事務監督となり、従つて各港の管理事務を管掌するに過ぎない。

### 第五款 地方運輸中央管理局(ツウムト)



自動車及び車馬運送、運送路、貨物の積込、積卸、積換、移動及び各種の交通機關に依る貨物の發送並に運輸に關する事項を掌管し、(イ)運送路管理課、(ロ)自動車課、(ハ)會計課、(ニ)事務室及び動員係、(ホ)供給課、(ヘ)統計課、(ト)貨物課、(チ)車馬運輸課に分たれ、其他學務課及び自動車附屬品を國營機關に供給する莫斯科代理部を有する。

註 目下、一九二二年八月三十一日附全露中央執行委員會及び人民委員會の法令に基づき、地方運輸中央管理局の改造中にして、交通路、自動車に關する事務の取締、指導及び技術、一般計畫に關する最高監督に任せしむる方針である。従つて本管理局を、(イ)陸上交通課、(ロ)自動車課、(ハ)事務室(動員係を含む)、(ニ)豫算會計課(ホ)統計課、(ヘ)製作所に分つ豫定である。

### 第六款 補助的統一管理部課

上掲の中央管理局の外、交通人民委員部は、各種運輸の補助的統一管理部及び課を有する。即ち

一、行政部 行政に關する一般問題、幹部並に職員に關する事項、勞働力の調査及

び配置、土地の分割、法制の審査其他の事項を管掌し、(イ)總務課、(ロ)組織監督課、(ハ)法制審査課、(ニ)證明課に分たる。

二、財務部 財政會計事務及び運輸精算事項を管掌し、(イ)總務課、(ロ)財務課、(ハ)出納會計課、(ニ)計算課、(ホ)徵收課に分たる。

三、經濟部 輸送運賃問題、國際運輸條件、補助企業、新設鐵道の敷設に關する經濟的調査、其他の事項を管掌し、(イ)運賃課、(ロ)經濟課、(ハ)國際運輸課、(ニ)法制課、(ホ)通牒課に分たる。

四、經理部 燃料其他の材料、資産、設備品の供給、分配、保管並に中央及び地方の經理事務に關する事項を管掌し、(イ)燃料課、(ロ)供給課、(ハ)購入課、(ニ)秘書室、(ホ)會計課に分たる。

五、通信及び電氣技術課 管理部たる權限を以て、電信、電話、郵便の通信事務並に電氣技術の施設及び設備の維持、修理に關する事項を管掌し、(イ)事務室、(ロ)電信係、(ハ)電話係、(ニ)無線電信係、(ホ)材料係、(ヘ)電流係、(ト)信號設備並に電氣信號係、(チ)供給係に分たる。

六、動員課 動員計畫案、防衛、撤退並に之に關聯する交通機關の配置の編成及び



保管事項を管掌する。

七、統計製圖課 統計事務並に交通に關する統計資料の科學的研究を指導管掌し、中央統計局と執務上直接の關係を有してゐる。

八、中央農事管理局(ツアム) 一九二二年九月二十日附全露中央執行委員會公報第二一三號を以て公布せる同委員會法令に據り、農務人民委員部の所管たる陸路運輸本部(グラウゼムトラン)を移管せる交通人民委員部の農事統一機關にして、管掌事項に従ひ數課に分たる。本管理局及び地方機關は、供給、財政、準備の各方面より交通人民委員部地方機關の開拓事業を指導し、農業教育の獎勵、氣象學的統計の蒐集並に整理、鐵道及び水路事業の助成、排雪工事の合理的設備、砂地濕地の整理に關する事項を管掌する。

### 第七款 委員會

交通人民委員部は、各種の運輸に關する全般的意義を有し若くは或る種の運輸に關して特種の意義を有する基本問題を研究し之を助成するが爲め、左の機關を有する。

一、最高技術委員會 技術、企業、發明及び運輸作業の調節並に科學的設備の技術方面に關する事項を管掌する。

二、運賃協定委員會 交通人民委員部と他の人民委員部との事務を協調する連絡機關にして、露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國の鐵道及び水路の運賃制定に關する問題の協定、改正、追補、廢止及び輸送運賃に關する一般指導並に之に關聯する問題の決定事項を管掌し、交通人民委員部三名、國立會計検査局一名、財務人民委員部二名、貿易人民委員部一名、内國商業人民委員部一名、最高國民經濟院(燃料管理局を含む)二名、食糧人民委員部一名、勞働關係機關一名、(勞働人民委員部又は社會保護人民委員部又は全露勞働組合本部より合意に依りて選出す)ツェントロンユズ一名の代表を以て構成する。中央統計局代表は本委員會に列席する義務を有するも、評議權を行使するに過ぎない。運賃協定委員會員は、當該所屬機關に於て選定し、勞働國防院の認可を受くるものとす。

運賃協定委員會の決定は、決裁を受くるが爲め、之を交通人民委員に提出し、若し交通人民委員部が其の決定に同意せざる場合は、人不同意の理由を明示し、再審議に付するが爲め、七日間の期限を以て、之を運賃協定委員會に回付する。本委員會



が最初の決定を支持し若くは會員中に異議ある場合は、交通人民委員部より國家計畫委員會を経て、本件を勞働國防院に回送する。

委員の抗議は、本委員會會議に陳述すべきものにして、其の事項を議事録に記入し且つ抗議は右委員を代表者として委員會に列席せしめたる當該官廳の承認を受けねばならぬ。抗議理由書を作成して提出するが爲め、當該委員に對し、運賃協定委員會の反對決議をなせる日の翌日より起算して、七日間の期限を與へてゐる。

抗議は、勞働國防院に提出するものにして、運賃協定委員會議長を経て交通人民委員に交付し、交通人民委員は、國家計畫委員會を経て之を勞働國防院に回送する。運賃協定委員會は、國家計畫委員會に於て、提出決議案を討議する場合、適切の辦法を講じて、關係官廳の代表を激勵し援助せねばならぬ。

國民經濟各般の利益を擁護するが爲め、豫め法律を以て、地方管區及び地方交通委員會に、運賃問題の協議會を召集する權利を付與してゐる。

運賃問題を審議し、之に關する中央機關並に地方機關の連絡を確實にする目的を以て、「運賃問題に關する鐵道及び水運企業代表會議」を設置してゐる。(一九二二年度、交通人民委員部公報第一五號を以て公布せる代表會議條令)

代表會議には、利害關係を有する國營企業、組合企業及び政府の當該指令に據りて成立する公共機關並に團體代表に評議權を付與して之に参加せしむることが出来る。參加代表は、前記機關及び團體の申請を提案する場合、其の經濟的利益並に露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國の各地に於ける商工業の需要を満足するが爲に盡力すべき使命を有する。

**三 財經協調委員會** 交通人民委員部の常設機關にして、信用管理權を以て解決し得ず若くは他の委員部との協定を必要とする各般の運輸に關する財政經濟の權限問題を審査し且つ鐵道、水運管理局幹部會並に交通人民委員部中央機關の財政事務に對する一般監督を管掌し、交通人民委員部九名、財務人民委員部四名、國立會計検査局二名、會長一名、會長代理二名より構成せらる。

**四 中央運輸委員會** 交通計畫に従ひ、各般の交通輸送力を充分に利用するが爲め、國家的輸送案を編成し、露西亞共和國輸送材料管理會議の規定及び計畫の履行並に取締、鐵道、水路、車馬運送並に混合輸送の協定、地方運輸委員會の事務統一に關する事項を管掌する。

**五 上掲の外、交通人民委員部には、所管機關の最高監督検査機關たる最高交通監**



督官を置く。

### 第八款 交通人民委員部地方機關の組織

地方運輸機關は、交通人民委員部地方管理局、鐵道管理局及び鐵道部にして、西伯利亞に南部露西亞には、最小の鐵道管理機關たる出張所がある。交通人民委員部地方管理局は、鐵道、河川、海上並に當該地方の各般の運輸事務を統一し、鐵道管理局は、鐵道敷設地帯の地方的物資を充分に利用すると共に、地方の運輸機關に對し、鐵道の商業、財務に關する作業上の獨立權及び立案權を付與して、鐵道運輸の商業乃至財政的經營を開發助長し且つ當該地方に於ける他の國民經濟機關との連絡を保ち之と協調せしむる目的を以て、各鐵道並に數個の鐵道を管理するが爲に組織せられてゐる（一九二二年六月十日附交通人民委員部公報第一〇三號を以て公布せる鐵道管理局條例）。鐵道管理局及び地方管理局に附屬せざる鐵道並に河川交通は、地方鐵道部の分掌する所にして、管轄區域は、經營條件並に地方の需要に従ひ人民委員部に於て確定する。

交通人民委員部地方管理局には、州及び地方行政官廳、公共機關をして、交通に關

する需要並に希望を陳述する機會を與へ、地方の運輸計畫の作成及び材料準備の事務に參與し、計畫案の履行を監視し之を調節せしむるが爲め、利害關係を有する運輸機關並に官廳代表の參加せる地方運輸委員會を設置してゐる。

地方運輸委員會は、現在の制度より見れば、戰前の地方運輸委員會と交通人民委員部地方管理局との中間機關にして、貨車の積卸、車輛の交換及び精算、客車の運轉等の運轉調節を監督する技術機關たる經營部を有する點に於て、戰前の地方運輸委員會と相異し、技術課、機械課、經營課を有せず、且つ中央部との交渉は、地方管理局の管掌する所なるを以て之を経由して行ひ、貨物運輸の調節、車輛の受渡、其他計畫の實行に關する事項を管掌するも、鐵道の行政事務を管理せざる點に於て、地方管理局と相異してゐる。

地方運輸委員會の主要なる事務は、常に運送需要者と鐵道との連絡を保たしむるにあつて、此種の聯絡は、地方の運輸上新制度を採用して、地方運輸委員會に當該地方に於ける輸送計畫の立案權を移管すると共に益々確立發達しつつある。右委員會は、地方の荷主と直接に接觸して、其の需要を満足し、個人貨物の吸集策を講じ、運賃委員會を介して貨物の種類及び移動に従ひ有利なる運賃制定問題を提案



する権限を有してゐる。鐵道及び水運管理部の所在地と地方運輸委員會の所在地と相異なる場合は、之等の管理部に地方運輸委員會の補助機關たる運輸聯絡部を設置して、當該地方の鐵道管理局に屬する事務を履行せしむることが出来る。鐵道及び水運管理部が同一地點に存在する場合は、同一の地方運輸部に統轄せらる。

### 第九款 鐵道管理局の組織

鐵道管理局は、交通人民委員部の提案に依り、労働國防院の認可を得て設置し、交通人民委員部の管區に編入せざる鐵道並に管區に編入せる鐵道管理部及び支部の事務を管掌する機關にして、非管區鐵道管理局は、交通人民委員部に直屬し、管區鐵道管理局は其の權限に屬する經濟事項に關してのみ直轄せらる。

鐵道管理局は、交通人民委員部の設立命令を公布せる日より設立せるものと認め、構成定員數を缺くも總員三名以上を有する場合は、交通人民委員部の特別指令に依つて事務を開始することが出来る。

鐵道管理局は、部長及び運輸、農業、工業の精通者より任せらる部員を以て構成し、部

長は交通人民委員部の請求に依り、労働國防院の認可する交通人民委員部の全權にして、部員は交通人民委員より任命する。鐵道管理局は、(イ)收入課、(ロ)商業課、(ハ)企業課、(ニ)經理課、(ホ)財務課、(ヘ)統計課、(ト)總務課、(チ)法律顧問部、(リ)運賃調定課に分たる。

### 第十五節 郵電人民委員部(ナルコムポチテリ)

#### 第一款 管掌事項

郵電人民委員部は、露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國領土の一切の通信事務(郵便、電信、電話、無線電信)を總管する最高機關にして、行政、經營、技術、財政、經濟の三管理局に分ち、通信企畫委員會、人民委員直屬の秘書室を置き、營業的經營の電話事務は、電話企業統一局に於て管理してゐる。其他本部は、露國印紙切手蒐集部をも有する。

郵電人民委員部管理局は、左の事項を總管する。



## 第二款 行政管理局

(イ)一般行政問題、(ロ)組織及び監督の機能、(ハ)郵電事務に關する當該法案の審査、整理、(ニ)地方機關並に企業の指導、監査、(ホ)本部、地方機關及び企業の入件、(ヘ)國際通信の組織、發達並に國際郵電事務の精算、(ト)所管統計の監督、統計資料の蒐集及び科學的研究、(チ)本部の財政事務、(リ)所屬郵電機關の動員並に解除問題、(ヌ)出版部、記録、郵電圖書館。

## 第三款 經營技術管理局

(イ)共和國内に於ける各種通信機關(電信、無線電信、郵便)の發達並に完成、(ロ)現存通信機關の合理的利用、(ハ)通信機關の修繕工事の監督、(ニ)技術的通信の設備、通信技術問題の決定、有線、無線並に混合通信の技術材料の研究、(ホ)電信、無線電信の架設、(ヘ)前項計畫案の作成、審査並に實施、(ト)本部所屬廳舎の新築及び擴張、(チ)發電設備、(リ)郵便貨車の新造並に修繕、(ヌ)電信裝置の修繕、(ル)所屬工場、(オ)技術材料及び器具の準備。

## 第四款 財政經濟管理局

(イ)郵便電信料金の規定、郵便事務の新設、(ロ)新收入財源の調査、(ハ)本部豫算の編成並に實行、地方管理局に對する資金支出、(ニ)準備金及び物資の精算、(ホ)郵便切手印紙の製造。

## 第五款 其他機關

通信企畫委員會(スウヤズプラン)(イ)郵電人民委員部豫算より經費を支出すべき部内各年度並に其他の通信計畫の作成、(ロ)通信の復舊、發達に關する計畫、實行方法の調査並に決定、(ハ)通信狀態の改善及び實行方法に關する法案の審査、(ニ)郵電人民委員部並に中央機關地方機關の構成及び改廢に關する一般計畫の調査決定、(ホ)本委員會の所管事項に關して國家計畫委員會其他の最高機關の企畫に參加し、郵電人民委員部の施設と其他の官廳の施設を協調せしむべき交渉事務、(ヘ)一般確定計畫に基づき、郵電人民委員部各機關の分掌すべき事務の査定、(ト)現金及び其他の資金の増收並に經費の支出方法に關する調査、一般生活、衛生狀態の



改善、醫療機關の組織、技術に關する知識の普及、開發、郵電人民委員部内に於ける専門職業教育の開設に關する一般計畫並に實行方法の審査、(ト)郵電人民委員部所屬機關の一般計畫及び分掌事務履行狀況の監督を管掌する。

通信企業委員會は、(イ)會長、(ロ)會長代理、(ハ)常任委員、(定員五名及び囑託、囑託は各種の通信専門家中より郵電人民委員部特別委員會の任命するものにして員數を制限せず)、(ニ)科學者及び技術家中より郵電人民委員部特別委員會の任命する事務員、(ホ)中央通信委員會代表より構成せられてゐる。

其他所屬機關として、(イ)總務局、(ロ)技術圖書館を有する。

秘書室 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國の最高機關に對する交渉、全露中央執行委員會、人民委員會、勞動國防院並に露國共產黨中央委員會に提出すべき報告及び原案の登錄、郵電人民委員及び代理の指令實行、上記機關に報告すべき郵電人民委員部報告者に對する訓令の交付、特別委員會の審査に附すべき資料の蒐集及び保管、特別委員會々議の議事録作成並に實施事項を管掌する。

電話企業統一局 一九二二年六月二日附人民委員會の法令に據り、商業的經營となれる市内線、市外線、長距離線を統一する指導機關にして、此種の電話事業の發

達並に管理に任ずる。

露國印紙切手蒐集部 印紙及び切手に關する事務を管理する最高機關たること共に國營貿易資金及び蒐集用切手、印紙の蒐集機關である。

## 第六款 地方管理局

ソウエート社會主義共和國聯盟の郵便電信網は、之を二一管區に分ち、領土全體の通信事務は、郵電人民委員部に於て總管してゐる、但し莫斯科の中央電信局及び郵便局は、中樞通信機關たる特種の地位を占むるを以て、之を地方管區制より分離して、郵電人民委員部に直屬せしめ、地方の電話事務は、電話企業統一局の縣支局に於て管理してゐる。

## 第十六節 中央統計局

### 第一款 國家統計規則

第一條 露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國に於いて統計を行ふべき機關は



次の如し、

イ、中央統計局及び同局が組織する諸機關

ロ、各省の統計機關

ハ、縣及び市統計機關

ニ、縣、地方、郡、區及び村行政機關及び行政經濟機關

第二條 中央統計局は、其内部の編成及び共和國の他諸機關との交渉關係に於ては、各人民委員部の爲に制定されある相當規則に準ずるものとす。

第三條 中央統計局には長として局長を置き、局長は人民委員會によつて選任され、且評議權を有つて人民委員會議に参加することを得。

第四條 中央統計局には最高幹部を設け、同幹部の任命は人民委員會の承認を得るを要す。

第五條 各人民委員部の統計機關は他の規則を以つて之を定む。

附則一 内務人民委員部の中央統計委員會は、同委員部の附屬機關として存置するも國家統計機關としての作業を停止す。

附則二 中央統計委員會に屬する機械、器具、書類書籍及び國家統計に關係あ

る資料は、總て之を中央統計局に引渡すものとす。

第六條 中央統計局には左の任務を負はさるゝものとす。

一、國家統計事務の正確なる編成の發達及び統計知識の増進に關して一般的監督を爲すこと、

二、各省の規定によりて行はるゝ各種統計調査の計畫及びプログラム、並に毎年各省の作成する統計作業計畫、編成計畫及び之に關する訓令等の承認、

三、人口に關する統計を行ふこと、

四、國民の健康及び衛生に關する統計を行ふこと、

五、徳性(犯罪、徳行等)に關する統計を行ふこと、

六、土地利用に關する統計を行ふこと、

七、消費及び生産物交易に關する統計を行ふこと、

八、農村生活に關する統計を行ふこと、

九、土地臺帳に關する作業を行ふこと、

十、産業に關する一般國家的統計の統一、

十一、勞働、軍事及び教育に關する統計を行ふこと、



十二、運輸に關する統計を行ふこと。

附則 運輸に關する統計作業の内、如何なる部分が交通人民委員部及び水運局本部によりて行はれ、又如何なる部分が直接中央統計局によりて行はるるやは中央統計局之を定む。

十三、人口、産業、職業、農村經濟其他に就いて國勢調査を行ひ、調査によりて蒐集せる材料を完成すること。

十四、各市機關によりて行はるる市統計に關する作業を統一及び調和すること。  
十五、國家に關する總ての重要なる統計資料を包含する年鑑及び其他の定期刊行物、並に中央統計局の管掌に係る個々の問題に關する集録、便覽及びモノグラフ等を發行すること。

十六、統計圖書館、陳列館及び統計資料保存所等を設置すること。

十七、統計會議の事務を管理すること。

十八、法律又はソウエート中央政權の決議を以つて中央統計局に課せらるる前各項に規定なき統計作業。

第七條 中央統計局は、同局の作成せる作業計畫に従ひ、統計資料蒐集に關する觀

察及び監理機關を設け、同局が設置せる及び同局の管下に屬する統計機關を改造又は閉鎖し、地方及び各省機關に課せられたる國家統計に關する作業を統一、指導及び教導するものとす。

第八條 中央統計局は、必要の場合には總ての中央及び地方機關に局員を派し、中央統計局の管掌範圍内に屬する作業を直接行はしむるか、又は此等の作業が正確に行はれるるや否やに就いて實地調査を爲さしむ。

第九條 中央統計局は、露西亞の統計作業を他國家の統計作業と協調せしむる爲めに、其代表者を通じて國際統計院、國際統計會議及び其他國際統計問題に關係ある國際機關及び會議に参加するものとす。

第十條 中央統計局には左の作業を爲す爲に別に定むる規定に依り國家統計事務會議を設く、

イ、中央、州及び地方に於ける政府及び公共統計機關の行動を統一調和する爲めの計畫及び實際的方策の研究、

ロ、中央及び地方のソウエート機關により毎年又は定期に行はるる各種統計及び調査の計畫及びプログラムに關する編成綱領問題に結論を與ふること。



ハ、國內に統計知識を普及せしむる問題の研究、  
ニ、統計材料を管理及び完成する問題及び方法の研究。

第十一條 國家及び公共統計機關の各部に於ける協調設定の爲に、プログラム及び編成問題の研究の爲に、並に國家統計機關に參與せしむべき代表者選舉の爲に、中央統計局は中央、縣及び市、縣と同一資格を有する統計機關並に其統計作業が中央統計局の統一に屬する公共機關の各責任ある代表者及び公共學術機關並に高級學校より各一名宛選出せらるゝ統計學代表者を以つて、少くも年一回又必要の場合にはそれ以上會議を開催す。

附則 中央及び縣の國家及び公共機關並に高級學校及び公共學術機關は、右會議に尙一名宛の代表者を參加せしむることを得れども、斯かる代表者は別に招待せる客員と等しく、會議に於いては單に評議權を付與せらるゝのみとす。

第十二條 國勢調査及び其他國家統計作業の實施計畫及びプログラム作成に關する問題を諸方面より研究する目的を以つて、定期又は必要に應じて各専門統計機關の全露大會議を召集す。

第十三條 國勢調査及び其他國家統計作業の實施計畫及びプログラムは、全露統計大會議に附議するため、又は同會議召集不可能の場合は同會議執行委員會の結論を得る爲に、適時に之を執行委員會に提出するものとす。

第十四條 中央國家諸機關は次の義務を負ふものとす。  
イ、定期に並に毎年行ふ統計作業の計畫及プログラムを、國家統計事務會議の結論を得るため、中央統計局に提出すること、  
ロ、中央統計局に向つて同局の作業上必要な參考資料を提出し、同局が諸機關の取扱事務並に其所有する調査資料の中より材料の蒐集を爲すに當りては、充分之に援助を與ふること、  
ハ、各省が中央統計局の作業上必要な材料の選擇を正確に行ひつゝあるや否やを實地檢證のため中央統計局より派遣さるゝ各員に對し充分なる便宜を與ふること。

附則 國家内に於ける總ての統計作業を統一調和する目的を以つて、本條の義務は統計作業を行ふ私設及び公設諸機關にも之を準用す。

第十五條 私設會社及び機關は、中央統計局の要求に應じ其組織及び作業状態に



關し統計上必要なる總ての參考資料を提供する義務を有す。

第十六條 民事、軍事及び宗教的性質を有する總ての政府及び公共機關は、中央統計局に對し同局が統計參考資料を蒐集するに際しては充分なる援助を與へ、同局の作業上必要なる資料を提供し、又本則の規定並に他の法律及び中央統計局の特別の指令に従ひ、各管轄事務を觀察し又は觀察の監督を爲す義務を有す。

第十七條 統計に關係ある印刷物を出版する國家及び公共機關並に私人及び公人は、出版後一ヶ月以内に該印刷物を二部中央統計局に送付する義務を有す。

第十八條 國家の統計機關たるべき地方統計機關は別に制定する規則を以つて之を定む。

## 第二款 地方統計機關

第一條 縣及び市に於いて統計事務を掌る機關は次の如し。

イ、縣統計機關たる縣統計局及び同局に依つて郡及び市に組織せらるる諸機關並に縣と同一資格を有する市に於ける市統計局、

ロ、縣に於ける地方、郡、區及び村行政機關並に縣行政經濟機關。

附則 一般的意味に於いて縣統計機關たる縣統計委員會は、其作業を罷め總ての書類及び材料を統計局に引渡すものとす。

第二條 第一條イ項に掲げたる各統計機關は、縣(勞農兵)代表會議又は之を代理する機關の獨立せる部の資格を以つて存在し、業務上縣代表會議及び縣コンミサリエートの他各部に従屬せず、本則の當該條項及び中央統計局の相當決議に従つて行動するものとす。

第三條 舊地方自治廳、移民局、食糧委員會及び其他の機關により、一九一六年及び一九一七年の統計調査完成のため組織されたる縣統計機關は、組織整然として縣統計の中心機關たるものなれば、之を縣統計局と改稱して存置す。

縣コンミサリエート及び其他の機關の附屬として存在する總ての他統計機關、即ち農事統計委員會、食糧統計委員會及び其他は、獨立的存在を罷め縣統計局と合併して本則第六條に従ひ食糧部、土地部、人口部、等同局の所屬各部を形成す。

附則 第三條適用に際して逢着することあるべき總ての困難及び除外例は中央統計局の解決に委すべきものとす。

第四條 専ら縣コンミサリエート各部の必要を充足し、縣統計局の編成に加はら



ざる統計機關は、縣コンミサリエートの規則及び、國家統計統一規定に従ひ、中央統計局の決議に基き行動す。

第五條 縣統計局の管掌事項は次の如し。

- 一、中央統計局が地方機關に課したる總ての作業の實施、
- イ、人口に關する統計(住民數、職業、分布狀態、自然及び人爲的住民の移動狀態等)及び選舉に關する統計、
- ロ、農村經濟及び林業に關する統計(耕地、草原、森林、畜産及び農村經濟の他方面に關する問題に就いて)、
- ハ、工業に關する統計、
- ニ、運輸及び郵便電信に關する統計、
- ホ、財政及び物價に關する統計、
- ヘ、供給及び分配に關する統計、
- ト、商業及び生産品交易に關する統計、
- チ、國民教育、國民保健及び衛生、保險、コオペレーション及職業同盟運動其他に關する統計、

リ、軍事に關する統計、

ヌ、勞働に關する統計、

ル、徳性(犯罪、德行等)に關する統計、

二、縣諸機關の提出する統計材料の整理、

三、専門統計調査(人口、農村經濟、職業、土地、産業及び其他に關し)實施の指導及び調査材料の處理、

四、縣諸機關より縣統計事務會議に附議すべく提出さるゝ、縣諸機關の統計事務に關する問題の對會議報告準備、

五、可及的縣統計の總ての重要資料を包含する統計年鑑、並に縣統計の各部門又は各問題に關する集録、便覽及びモノグラフ等の發行。

第六條 縣統計局は其管掌事項に應じて局内に經濟、土地、人口、供給及運輸、貨物、保險、國民教育及び其他の部門に亘りて各統計部を設置す。

第七條 縣統計局の管掌事務は中央統計局之を定む。

第八條 地方、郡、區及び村統計局は、中央統計局の承認する他の規則に従ひ縣統計局之を組織す。



第九條 地方の統治機關たる縣、市、郡、區及び村行政機關並に行政經濟機關例へば土地、食糧、經濟及其他の各部を有する代表會議ソウエイの執行委員會、コンミサリエートの登録部、宗教的機關、鐵道及水路管理機關、公證役場及び其他は、中央統計局の承認を得たる縣統計局の特別訓令及び規則に従ひ、各管掌事務の觀察をなし之に依つて得たる事實及び現象を記録する義務を有す。

第十條 縣統計局の局長は、縣勞農兵代表會議ソウエイの幹部が縣統計事務會議の幹部と協議の上之を招聘任命す。中央統計局は、縣代表會議より局長招聘の通告に接したる後、之を全露統計大會議の執行委員會に通知して、二週間承認權を保留することを得。

附則 本則實施に際し、第三條に指摘せる組織整然たる統計諸機關の長は、之を縣統計局長に任命す。

第十一條 縣統計局長は、縣代表會議の幹部が縣統計事務會議の幹部と協議の上中央統計局の承認を得て其職を免す、但し此事を全露統計大會議の執行委員會に通知するものとす。

第十二條 統計局長には左の權限を付與せらる。

イ、局の總ての作業に一般的指導を與へ、又總ての當面の事件に解決を與ふるこ  
と、

ロ、縣統計局の制定せる相當規則に従ひ局員を任命し並に更迭せしむること、  
ハ、國家の地方政權の審議に附するため之に相當する事件を提出すること、  
ニ、法律又は縣代表會議、又は之に相當する機關の特別指令に依り課せられたる  
總ての作業を實施すること。

第十三條 縣統計局は中央統計局の作成及び承認せる作業計畫に従ひ、統計材料の蒐集を監督及び管理する機關を設け、管下統計機關を改造又は全然閉鎖し、中央統計局に通告し及び其承諾を得て國家統計作業を課せられたる地方諸機關の事務を統一、指導及び教導す。

第十四條 縣統計局は其管掌する總ての問題に就いて直接中央及地方の諸官衙並に公共及び個人機關と交渉することを得、同時に亦此等諸機關に對しても直接縣統計局と交渉を有する權利を付與せらる。

第十五條 縣統計局は必要の場合には總ての地方機關に局員を派遣して統計局の管掌範圍内に屬する作業を直接實施せしめ、又地方機關に於いて行はるゝ作



業の正否を實地に調査せしむ。

第十六條 問題を有ゆる方面より研究し又縣統計を研究する上に於いて諸官衙の行動を一致せしむるために縣統計事務會議なるものを組織す。

第十七條 縣統計事務會議の編成は次の如し。

- 一、縣統計局長及び縣統計局獨立各部の長、
- 二、市統計局長、
- 三、縣(勞農兵)代表會議の代表者、
- 四、縣國民經濟會議の代表者、
- 五、縣コンミサリエートの管掌事項審議の際には、總ての縣コンミサリエートより各代表者一名宛、
- 六、専ら縣コンミサリエート各部の必要を充足する統計機關(第四條參照)より各専門家代表者一名宛、
- 七、地方學術機關並に統計機關を有する消費組合、職業同盟及び其他の縣聯合會より代表者一名宛、
- 八、郡統計機關の代表者、

九、縣高級學校及び統計學の教授せらるゝ中級學校より各代表者一名宛、

十、縣會議の選定せる其代表者二名。

第十八條 縣統計事務會議の管掌事項は次の如し。

イ、中央統計局が地方統計機關に課したる統計作業の編成及實施に關する問題の審議、

ロ、縣内に於ける統計事業の發達及び改善の爲に對策を研究すること、

ハ、各機關及び官衙の統計機關の基本的編制及び統一並に縣統計編纂の爲に必要なる統計資料の範圍及び形式を定むること、

ニ、毎年縣及び市統計局並に其他の統計局の提出する統計作業の計畫を審議すること、

ホ、専門的統計調査の編成に關する問題を審議すること、

ヘ、審議に附するため會議員の提出する縣統計諸機關の實務上發生せる一般統計問題を審議すること、

ト、中央統計局、縣統計局、縣諸官衙及び縣公共機關が會議の裁斷を必要と認むる總ての事件及び問題の審議。



第十九條 縣統計事務會議の總會は、猶豫を許さざる日常の統計問題を審議する爲、同會議が自ら其組織を定むる同會議の執行局を選任す。執行局長は縣統計局長を以つて之に充て、又執行局の會議は必要に應じ局長之を召集す。

第二十條 縣統計事務會議に附議すべき諸事項は、中央及び地方の國家高級機關、中央統計局、中央及び地方の公共機關、統計大會議の執行委員會、縣統計事務會議の議長及び縣統計局長之を會議に提出す。各會議員は豫め會議の幹部に申告するを以つて會議の審議に附するため諸問題を提出する權利を有す。

第二十一條 縣統計事務會議の幹部は、同會議が會議員の中より選任する議長及び二名の副議長(一名は會議之を選任し、他の一名は縣統計局長を以つて之に充つ)より成る。

第二十二條 縣統計事務會議の結論は、中央統計局、縣代表會議又は之に相當する諸機關の審議及び裁斷の爲に提出さるべき統計に關する諸案件に添附さるべきものとす。

第二十三條 縣統計事務會議の決議は、縣統計局之を實施し、又市統計局の管掌範圍に屬する諸問題に關しては後者之を實施す。

第二十四條 會議は三年の任期を以つて選任さる。

第二十五條 縣統計事務會議の定例會の期日は同會議之を定む。議事は過半數を以つて之を決す。會議は會議員總數の三分の一の出席を以つて開會することを得。

第二十六條 縣統計事務會議の臨時會は同會議の幹部之を任命す。

第二十七條 地方統計諸機關の實施に係る統計作業統一の目的を以つて、並に縣統計の研究上に關係ある諸問題解決の爲に、縣統計局は必要に應じ一般問題並に専門問題に就いて縣大會議<sup>スエズド</sup>及縣會議<sup>コンフェレンツィヤ</sup>を召集す。

第二十八條 縣大會議及び縣會議は縣、地方、市、郡及び其他下級統計機關の各代表者、公共經濟機關及び同學術機關の各代表者、學界及び地方高級學校の各代表者、地方代表會議の代表者及び統計作業の監督又は管理上何等かの義務を負はざれたる私人(奉仕的通信機關の代表者及び其他)を以つて之を組織す。

第二十九條 總ての地方國家機關は左の義務を有す。

イ、各機關の編成する總ての統計作業の計畫及びプログラムを縣統計事務會議の結論を得るため提出すること。



ロ、縣統計局に向つて同局の作業上必要なる參考資料を提供し、又同局が各機關の取扱事務並に其所有する調査材料の中より材料の蒐集を爲すに當り充分なる援助を與ふること、

ハ、各機關が縣統計局の作業上必要なる材料の選擇を正確に行ひつゝあるや否やを實地調査のため縣統計局の派遣する各員に對し充分なる助力を與ふること。

第三十條 縣内に於ける私設會社及び私設諸機關は縣統計局の要求に従ひ各自の組織及び作業に就いて總ての必要なる參考資料を提供する義務を有す。

第三十一條 總ての縣民事、軍事及宗教的機關は、其政府機關たるは公共機關たるを問はず、縣統計局が統計上の參考資料を蒐集するに際し充分なる援助を與へ、同局の作業上及び著述上必要なる參考資料を同局に提供し、又本則の規定並に他の法律又は代表會議の特別指令に従ひ各管掌事務の範圍内に於いて事實の觀察及び記録作業を実施する義務を有す。

第三十二條 縣統計に關係を有する印刷物を發行する國家及び公共機關並に個人は、該印刷物の出版後その三部を縣統計局に送付する義務を有す。

第三十三條 本則を以つて規定せざる縣統計局の行動に關する手續は、中央統計局の訓令を以つて之を定め、又本則實施と關聯せる總ての問題は、中央統計局之を終局的に解決す。

### 第三款 中央統計局附屬統計事務會議規則

第一條 「國家統計規則」第十條に依り中央統計局に統計事務會議を設く。

第二條 統計事務會議は次の各員を以つて之を組織す。

- 一、行政立法機關の代表者—立法機關より一名、最高國民經濟院より一名、
- 二、中央統計局長、同局長代理及び其管掌事務に關する諸問題が統計事務會議に於いて審議せらるべき中央統計局の各獨立部の部長、
- 三、中央政府諸機關の各統計機關より代表者一名宛、
- 四、中央公共諸機關の各統計機關より代表者一名宛、
- 五、州一般の統計問題を掌理する政府及び公共の州統計機關より各代表者一名宛、

六、統計執行委員會の議長及び副議長三名、並に統計大會議の代表者十二名、



七、統計會議の代表者十名、

八、中央學術機關及び農村經濟組合より各代表者一名宛、

九、統計學代表大會に於いて選出せらるゝ統計學代表者十名、

附則 將來統計學代表大會に於て代表者選舉制度の實施せらるゝまでは、高級學校に於いて統計學の講座を受持つ各員は皆會議に列する資格を有す。

十、本則を以つて規定せざるも其組織及び目的に於いて統計事務會議に代表者を有する統計機關と近似する統計諸機關の代表者、

十一、會議は個々の問題審議の爲に其参加を必要と認むる各員に評議權を付與して之を個々の會議に招請することを得。

第三條 統計事務會議は三箇年の任期を以つて之を選任す。

附則 緊急問題及び其他總會を要せざる諸問題審議の爲には、會議員の中より小會議を任命し、其組織及び權限は統計事務會議自ら之を定む。

第四條 會議の幹部は會議の選任する議長及び三名の副議長より成る。

第五條 會議の管掌事務範圍は「國家統計規則」第十條を以つて之を定む。

第六條 會議の審議に附すべき事項は左の如く會議に提出せらる、

一、國家最高政權の命令により、

二、中央統計局及び其他の中央國家機關、中央公共機關、統計大會議執行委員會、統計事務會議々長等により。

附則 各會議員は、豫め會議の幹部に申告するを以つて、諸問題を會議の審議に附するため提出する權利を有すれども、若し此等の問題が中央又は地方の統計會議に關するものならば、必ず中央統計局の結論を附して提出するを要し、若し又問題が人民委員部に關するものならば、當該人民委員部の結論を附して提出するを要す。

第七條 各人民委員部及び諸官衙が、國家最高機關及び立法機關の審議及び裁斷に附するため提出する統計に關係ある諸事項には、統計事務會議の結論を附するを要す。

第八條 會議の定例會の期日は、各人民委員部が統計作業の豫算を編成するに際し、既に此等作業の計畫及びプログラムに關し會議の結論を有し得る如き考慮を以つて、會議之を定む。會議の臨時會は會議の幹部之を召集す。問題は過半数を以て之を決す。會議の成立は議決權を有する會議員三分の一の出席を以



つて其定員とす。

第九條 各年度を経過する毎に統計事務會議及び中央統計局は、其作業及び國家の統計狀態に關し報告書を作成す。

露文翻譯 勞農露國調查資料發刊の辭

日露兩國が速に善隣の關係に入る爲めに彼我兩國が相互に對手國の現狀を明かにする事は極めて必要である。殊に我國に於て勞農露國の研究は將に焦眉の急を要する問題である。何となれば我國に於ける排露運動及思想の一半は露國の真相を知らざる事に基くと思はれるからである。

從來邦文を以て發表せられたる勞農露國の研究は多くは外國人の研究の翻譯か第三國人としての觀察に止まり未だ露國自身の發表せる調査資料を系統的に譯出紹介したるものを見ない。

凡そ一國の政治經濟事情を知らんが爲には該國政府諸機關の手に成る調査統計資料に據るを最良の方法とし此以上の權威を他に求める事は出來ない。而して現在勞農露國は兎に角統一せる統治組織を有する一國家である。吾人は此國家が其政府機關の名に於て發表したる報告を相當尊重すべきであつて露國に關する限りに於ては伯林よりも倫敦よりも先づ莫斯科のオーソリチーを認むべきでないかと思ふ。



我社は茲に觀る處あり昨年七月莫斯科に於て開催せられたる全露農産博覽會に参加し十一名の社員を出品委員として歐露に派遣したる時特に調査課員宮崎正義氏に命じて一千有餘部の勞農露國調査資料を蒐集せしめたるが歸來其選擇に係る宣傳を目的とせざる政治、經濟、財政、社會等の各部門に亘る重要資料數十編を露語に堪能なる數名の人士に翻譯せしめ今回之れを刊行する事としたのである。

我社は此舉により邦人に露國批判の基礎的資料を提供すると共に今後露國に於て事業を營まんとする者、對露貿易に關係せんとする者に對しては好個の參考書を與へ延いて日露兩國將來の修好に資する處少からざるべしと考ふ。第一編を刊行するに當り一言以て序となす。

大正十三年四月

南滿洲鐵道株式會社  
庶務部調査課長

佐田弘治郎

露文資料既近刊總目錄

一、翻譯文勞農露國調査資料

號數	書名	發行年月
第一編	勞農露國の社會保險	大正十三年五月
第二編	露國の國營事業	大正十三年五月
第三編	革命後の露國農村經濟狀態 附一九二三、二四兩年度に於ける農業	大正十三年六月
第四編	露國農村經濟統計	大正十三年七月
第五編	露國共產黨研究資料(極秘)	同
第六編	露西亞共和國の國民教育	同
第七編	露國の統治組織及機關 (第一卷)	大正十三年八月
第八編	同 (第二卷)	同
第九編	同 (第三卷)	同



第十編	同	(第四卷)	同
第十一編	同	(第五卷)	大正十三年八月
第十二編	同	(第六卷)	同
第十三編	露國に於ける労働需給關係		同
第十四編	勞農露國に於ける民族問題		同
第十五編	露國の工業組織		同
第十六編	露國の統治組織及機關	(第七卷)	同
第十七編	同	(第八卷)	同

以下續刊

二、露文調查資料

號數	書名	發行年月
第一號	亞細亞露西亞の國土と産業 (上卷)	大正十三年七月
同	同 (下卷)	近刊
第二號	北滿洲と東支鐵道 (上卷)	大正十二年五月

第三號	同	(下卷)	大正十二年八月
第四號	國際市場に於ける露國コオペレーション		大正十三年四月
第五號	滿洲の森林		大正十三年六月
第六號	黑龍江系水路誌 (上卷)		大正十三年四月
同	同 (下卷)		大正十三年七月
第七號	黑龍江及支流の航運 (上卷)		大正十三年七月
同	同 (下卷)		大正十三年八月
第八號	黑龍省 (上卷)		大正十三年六月
同	同 (下卷)		大正十三年七月
第九號	勞農露國の産業狀態と外國貿易の前途		大正十二年八月
第十號	現代露國の經濟財政狀態		同
第十一號	後貝加爾地方鑛山及森林 (上下二卷)		近刊
第十二號	極東露領支那人、朝鮮人及日本人問題		同
第十三號	北滿洲稅捐誌		同
第十四號	滿洲植物業誌 (上、中、下三卷)		同

以下續刊



三、滿洲調查資料

第九編  
第十一編

滿南、齊、哈、爾、經、濟、事、情  
伯都訥、地、方、獨、逸、輸、出、獎、勵  
獨逸行商人制度の研究  
に關する朝野の諸機關

大正十一年八月  
大正十二年八月

大正十三年八月十八日印刷  
大正十三年八月二十日發行

南滿洲鐵道株式會社  
庶務部調查課

大連市近江町九一番地  
印刷人 山田浩通

大連市近江町九一番地  
印刷所 東亞印刷株式會社大連支店



大正十三年八月二十日

